

2005年3月23日

大阪府労働委員会

会長 若林 正伸 様

申立人 所在地 大阪市中央区北浜東1-17
日本ワードデータビル8階
名称 大阪教育合同労働組合
代表者 執行委員長 山下恒生

準備書面(1)

1. 非常勤講師の労働契約と本件申立の関係について

本件不当労働行為を判断する上で重要な争点の一つに、被申立人と非常勤講師の労働契約が毎年締結されていることを、更新ととらえるのか、新規(再)契約とみなすのかがある。

すなわち、申立人が、非常勤講師の労働契約は更新されてきているのだから、労働契約締結にあたり「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(厚生労働省告示第357号、以下、「告示357号」という)(甲第10号証)を遵守するように団交で求めたところ、被申立人は非常勤講師の契約は更新ではなく、新規(再)契約であるとして、告示357号の遵守を拒否する回答を行い、また告示357号に違反する労働契約を示して、締結しない場合は雇用を打ち切るとして、その労働契約の締結を強制したからである(甲第2号証2)。このことにより、組合員は、「契約期間満了後の自らの雇用継続の可能性について一定程度予見することが可能」(労働基準法の一部を改正する法律の施行について第1、2、(2)、ア-基発第1022001号)(甲第9号証)とならなかった。

団交において組合が法令遵守を求めたことにたいして、被申立人は合理的根拠も示さないまま、また強制力がないからといって法令を遵守しないと回答し、実際、法令違反の労働契約を強制したのであるから、その行為は誠実団交義務を果たさない団交拒否にあたる。このような、団交拒否事案は、労働委員会が所管する事件であるのだから、被申立人が却下を求めることは失当である。ましてや、労働基本権侵害の救済を求める本件申立を「権利濫用」というに及んでは、被申立人の見識が疑われる。

2. 桜花学園非常勤講師委嘱停止事件判例について

被申立人は、本件非常勤講師の労働契約が再契約であると主張するにあたり、「添付

した裁判例に基づく考え方に依拠する」(答弁書4ページ)という。

被申立人が「添付した裁判例」は学校法人桜花学園非常勤講師委嘱停止事件の名古屋地裁判決であるが、非常勤講師の労働契約が再契約であるとは判断していない。それどころか、同地裁判決は、同契約は更新であると認定している(第3、1、(2)、クおよび第3、1、(2)、ウ)¹⁾。また、同事件の上級審判決においても、同契約が反復更新されてきたことを明確に認定している(甲第11号証5～6ページ、第3、1、(2)、ウ)。

被申立人は、裁判例に基づく考え方に依拠するというのであれば、本件非常勤講師の労働契約が更新されているものであり、再契約でないことを潔く認めるべきである。

被申立人は、「労基署の指導は、労働行政上強制力のない行政指導であって、それ自体、被申立人が非常勤講師の労働契約は更新のないものとする見解を左右する権限もない」(答弁書4～5ページ)と主張するが、労基署および裁判例の他にどのような見解が出れば、非常勤講師の労働契約が更新であると認めるのであろうか。まさに、被申立人は独自の見解に固執しているに過ぎない。

ちなみに、桜花学園非常勤講師委嘱停止事件は長期間反復更新されてきた大学非常勤講師の労働契約が期間の定めのない契約に転化したか、あるいは非常勤講師の雇止めにあたり解雇法理が適用になるかが争われた事案である。高裁判決は、「本件労働契約の雇止めの効力を判断するのに解雇に関する法理を類推すべき素地が全くないというわけではない。」(甲第11号証5ページ)として、大学非常勤講師の労働契約は期間満了によって当然に終了するものではないことを判示したことに特徴がある。

以 上

1) 被申立人の引用した地裁判決は番号の記載が不正確である。例えば6ページ下から8行目は(1)ではなく (ク) である。